

大

大西安発 76号
平成21年1月20日

社団法人西工業会 殿

大阪西公共職業安定局長
片岡



現下の雇用失業情勢における雇用の安定の確保について

平素は、当所の業務運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の経済情勢の悪化等に伴い雇用失業情勢は大変厳しい状況にあり、派遣労働者、期間工をはじめとする非正規労働者の大量離職、新規学卒者の内定取消し等の事例が多く報告されるなど、今後、雇用情勢は一層悪化することが懸念されるところであります。

そのような状況の中、大阪労働局では「大阪緊急雇用対策本部」を設置し、第1回会合において、経済団体に対する要請「現下の雇用失業情勢における雇用の安定の確保について」を決定いたしました。

つきましては、現下の厳しい雇用失業情勢をご賢察いただき、別紙、要請書の趣旨をご理解の上、雇用の安定の確保にご努力いただきますことをお願い申し上げます。

要 請 書

昨今の経済情勢の悪化等に伴い雇用失業情勢は大変厳しい状況にあり、派遣労働者、期間工をはじめとする非正規労働者の大量離職、新規学卒者の内定取消し等の事例が多く報告されるなど、今後、雇用情勢は一層悪化することが懸念されるところです。

このような情勢の下、大阪労働局では、大阪府、大阪市及び堺市を構成員とする「大阪緊急雇用対策本部」を設置し、雇用維持、再就職支援等の各種施策を迅速かつ的確に実施することとしております。

つきましては、貴団体の会員企業におかれましても、特に下記の事項について積極的な取組を促していただきますよう、特段の御配意をお願いします。

記

1 派遣労働者及び請負労働者の雇用の安定の確保について

労働者派遣の役務の提供を受けている企業や請負を活用している企業においては、安易に労働者派遣契約等の中途解除や契約の不更新を行うことなく、派遣労働者や請負労働者の雇用の安定の確保をお願いします。

2 直接雇用している有期契約労働者の雇用の安定の確保について

期間従業員等の有期契約労働者については、やむを得ない事由がある場合でなければ契約期間中に解雇することができないものであり、安易に解雇や雇止めを行うことなく、雇用調整助成金の活用等により雇用の維持をお願いします。

3 正規労働者の雇用の安定の確保について

派遣労働者等の非正規労働者のみならず、正規労働者についても、雇用調整を行わざるを得ない場合であっても、解雇以外に方法がないか慎重な検討をお願いします。

4 内定取消しについて

採用内定のうち労働契約が成立したと認められる場合には、その取消しには労働契約法の解雇権濫用に関する規定が適用されることに十分に留意し、その防止に最大限の経営努力をお願いします。

平成21年1月14日

大阪緊急雇用対策本部長
大阪労働局長 桑島靖夫



労農記者クラブ扱い
大阪労働局発表
平成21年1月14日

担	大阪労働局職業安定課
	課長 百崎 諭
	課長補佐 根本 友之
当	直通 06-4790-6301

「大阪緊急雇用対策本部」 ～ 第1回会合～

大阪労働局（局長 桑島靖夫）は、現下の厳しい雇用失業情勢に即応するため、大阪労働局長を本部長とする「大阪緊急雇用対策本部」を設置し、第1回会合を平成21年1月14日（水）に開催いたしました。

なお、第1回会合で確認、決定した事業は以下のとおりです。

1 在阪経済団体に対する要請行動の実施

「大阪緊急雇用対策本部長名による雇用の安定に関する要請」

（要請趣旨）

・ 経済状況の悪化に伴い、雇用失業情勢が非常に厳しい状況にある中、非正規労働者等の離職、新規学校卒業者の採用内定の取消など、今後とも雇用失業情勢の一層の悪化が懸念されるため、経済団体に対して、労働者の雇用の安定に万全を期すよう要請するもの。

（要請事項）

- ①派遣労働者等の雇用の安定の確保
- ②有期契約労働者の雇用の安定の確保
- ③正規労働者の雇用の安定の確保
- ④新規学校卒業者の内定取消しについての対応

（要請先）

- ・関西経済連合会
- ・関西経営者協会
- ・大阪商工会議所
- ・大阪府中小企業団体中央会

～雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様へ～

中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました！

お知らせ

本助成金 の目的

1 対象となる 事業主の方

2 助成率

その他

- 1 支給要件について従来の雇用量要件は廃止しました。
- 2 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。
 - ①被保険者期間が6か月未満の方(新規学卒者を含む)
 - ②6か月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。)

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

生産量の要件があります。

- ①最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要)。

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4(上限あり)。
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日6,000円を①に上乗せします。

出向の場合

出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の5分の4(上限あり)。

- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。
- ②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のものです。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。



離職者住居支援給付金

(別紙3)

緊急

(労働移動支援助成金)のご案内

～労働者の離職後も住居を提供する事業主の方へ～

平成20年12月9日より適用予定

助成金制度の概要

世界的な金融危機の影響等により、やむを得ず派遣労働者または有期契約労働者との契約の中途解除や雇止め等を行った場合でも、離職後も引き続き住居を無償で提供した場合または住居に係る費用の負担をした事業主の方に助成を行います。

対象となる事業主の方

- 再就職援助計画を作成し、管轄の公共職業安定所長に提出し、認定を受けること。
- 次のいずれかに該当する労働者に住居を提供している必要があります。
①雇用保険被保険者(被保険者期間は問いません。)であること。
②6ヶ月以上雇用されている雇用保険被保険者以外の方
※ただし、週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。

支給額

対象労働者1名につき、1ヶ月当たり4~6万円を支給します。

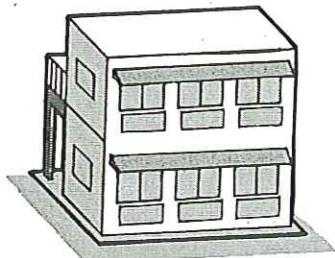
※住居の所在地によって、支給額が異なりますので、ご注意ください。

助成期間

1ヶ月から6ヶ月まで

その他

- 平成20年12月9日に遡って適用することを予定しております。
(助成内容等が変更される可能性があります。)
- 対象労働者が派遣労働者である場合、派遣元事業主が申請者となります。
- 詳細については確定次第、別途ご案内します。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

今後の雇用対策

雇用対策の動き

年　末　　年度末

- ハローワークで就職・住宅確保などの相談・支援窓口を開設(12月15日から、190か所)
- 住宅・生活支援(入居先の確保・資金貸付)
 - ・雇用促進住宅を最大限活用(約1,3万户)し、12月15日から入居決定
 - ・12月22日から、労働金庫より最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の貸付受付開始(6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除)

- 住宅の維持使用
 - ・12月3日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成(一人一ヶ月4~6万円、6か月まで)
- 雇用維持のための雇用調整助成金の拡充(12月9日から6か月未満の被保険者も対象)等(500億円程度)

- 内定取消し対策
 - ・11月28日から、企業指導の強化等の内定取り消しに向けた対応を開始
- 再就職支援対策(700億円程度)
 - ・39歳までの年長フリーター等の正規雇用や、受け入れている派遣労働者を直接雇用を行う
 - ・た事業主への奨励金の支給(1人当たり中小企業100万円、大企業30万円)
 - ・障害者等を雇い入れた中小企業への助成金(特定期間扶助金)の拡充
 - ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期面接練習の実施

※ 雇用維持・住宅の継続使用について、事業主への働きかけ
(12月9日~)

- 雇用保険の機能強化(1,700億円程度)
 - ・非正規労働者の適用範囲拡大
(雇用見込1年以上→6か月以上)
 - ・再就職が困難な場合の失業賃給付期間の60日分延長
- 雇用保険料引下げ
(△0.4%、21年度限り)(6,400億円程度)

- ハローワークを中心とした日系人・向井相談・支援体制強化
 - ・市町村と連携したワンストップセンターの設置(25か所程度予定)等
- 離職者等の緊急雇用・居住確保対策に係る特別交付税措置

※第2次補正予算・平成21年度予算成立後に実施予定のものも含まれています。